

居宅介護支援

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、長岡市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 小越会
主たる事務所の所在地	〒949-5416 長岡市不動沢2219番地5
代表者（職名・氏名）	理事長 番場 光康
設立年月日	平成4年 5月 29日
電話番号	0258-41-0801

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	特別養護老人ホームおごしの里	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒949-5331 長岡市小国町檜沢90番地	
電話番号	0258-95-3110（代）	
指定年月日・事業所番号	平成11年11月30日指定 令和 2年 4月 1日更新	1570201689
管理者の氏名	小川 毅	
通常の実業の実施地域	長岡市（旧小国町・旧越路町）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	当法人小越会は、「思いやり」「優しさ」「愛情」の3つの精神を基本理念として社会福祉事業に取り組みます。 ・利用者的人格の尊厳を礎に、利用者本位の福祉サービスを安定した経営環境のもとで提供いたします。 ・安全で安心できる暮らしの継続をモットーに、地域福祉の拠点として、そして地域のよりどころとしての機能を十分発揮して住民の期待を信頼にこたえます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝祭日、年末年始（12月31日から1月3日）を除く日とする。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者	1人		1人
介護支援専門員	2人	人	2人

※管理者と介護支援専門員は兼務とします。

7. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名： _____

連絡先（電話番号）： _____

8. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費 (i) 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無 料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費 (ii) 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円
居宅介護支援費 (iii) 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,260円		3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円		4,220円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月につき)	3,000円
入院時情報 連携加算(I)	利用者が入院した日のうちに、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度)	2,500円
入院時情報 連携加算(II)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度)	2,000円
通院時情報 連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席して医師又は歯科医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師等から必要な情報を受けた上で居宅サービス計画書に記録した	500円

	場合（1月につき1回を限度）	
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
	【(Ⅰ)イ】 病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合	4,500円
	【(Ⅰ)ロ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合	6,000円
	【(Ⅱ)イ】 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合	6,000円
	【(Ⅱ)ロ】 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	7,500円
	【(Ⅲ)】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9,000円
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、ターミナルケアマネジメントを行った場合（1月につき）	4,000円
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
特定事業所 加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件をすべて満たした場合	5,190円
特定事業所 加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	4,210円
特定事業所 加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	3,230円

特定事業所 加算(A)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	1, 140円
特定事業所医療 介護連携加算	特定事業所加算(I)～(III)のいずれかを算定し、かつ、医療機関等との連携に関する取組を積極的に行っている場合	1, 250円
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた全てのサービスにおいて特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2, 000円
業務継続計画未策定 減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合(令和7年3月31日までの間、減算を適用しない)	所定単位数の1%
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその発生を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合	所定単位数の1%

(注2) 全頁等の加算、減算額は、厚生労働大臣が定める基準によるものであるため、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

(2) 支払い方法

上記の利用料は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
-------	--------

口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月日の15（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 取扱い金融機関：えちご中越農協、大栄信用組合、郵便局
現金払い	サービスを利用した月の翌月の15日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	苦情解決責任者 おごしの里園長 種部 厚子 窓 口 担 当 介護支援専門員 小川 毅 介護支援専門員 佐藤 節恵 介護支援専門員 馬場 真弓 ご利用時間 8：30～17：30 電 話 番 号 0258-95-3110 面 接 場 所 当事業所の相談室
苦情解決第三者委員	高橋 胤生 大橋 春昇

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市介護保険課	電話番号 0258-39-2245
	長岡市小国支所市民生活課	電話番号 0258-95-5900
	長岡市越路支所市民生活課	電話番号 0258-92-5906

	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022
--	----------------	-------------------

13. 第三者による評価の実施状況等

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次のとおりです。

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

14. 当事業所の訪問介護等の利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、「7. 担当の介護支援専門員」に記載の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	住所	長岡市不動沢2219番地5	
	事業者(法人)名	社会福祉法人 小越会	
	代表者職・氏名	理事長 番場 光康	印
	説明者職・氏名	介護支援専門員	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。
上記契約の証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ1通ずつ保有します。

利用者	住所		
	氏名		印

署名代行者(又は法定代理人)

住所		
氏名		印
本人との続柄		

立会人	住所		
	氏名		印

平成30年4月1日・令和1年10月1日・令和2年4月1日・令和3年4月1日・令和4年4月1日・令和5年1月1日・令和5年10月1日・令和5年11月1日・令和6年4月1日・令和7年6月26日改訂

